

これからの リスクコミュニケーション の考え方

2022年12月 6日

環境省事業 化学物質アドバイザー

寺沢 弘子

化学物質アドバイザーとは・・・

【化学物質アドバイザー派遣事業】 化学物質に関する専門知識や、化学物質についての確に説明する能力等を有する人材を登録し、派遣等を行う環境省の事業のひとつ。

化学物質アドバイザーの役割は？

リスクコミュニケーションの参加者全員が同じ理解のもとに議論できるよう、化学物質について、中立的立場から、分かりやすく解説したり、質問や疑問にお答えしたりします。

化学物質アドバイザーが持っている知識は？

- ★ 化学物質の物性・有害性と人や環境への影響
- ★ 化学物質全般に関する最新の知見
- ★ 化管法をはじめとする化学物質関連法規
- ★ リスクの考え方・リスク評価
- ★ リスクコミュニケーションの考え方・手法 など

※ リスクコミュニケーションの推進をお手伝いします。

※ 化学物質アドバイザーの活動は営利を目的としたものではありません。

化学物質アドバイザーの役割

① 勉強会・講演会の講師

- ・行政主催の「化学物質に関する市民向けシンポジウム」等
- ・行政主催の「事業者向けPRTR説明会」「事業者向け化学物質関連法改正の説明会」等
- ・事業者の社内研修会
- ・市民グループの勉強会



② リスクコミュニケーションの場の解説者

事業者と市民の意見交換・情報共有

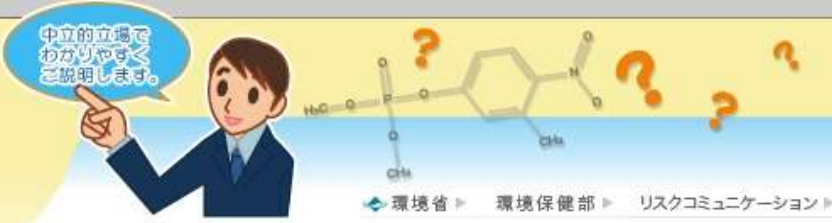
に基づく相互理解の場に、
解説者（インタープリター）として参加
して、質問に答えたり、説明を行う。



化学物質アドバイザーへのお問合せは

化学物質 アドバイザー

中立的立場で
わかりやすく
ご説明します。



環境省 ▶ 環境保健部 ▶ リスクコミュニケーション ▶

お知らせ

「旅費規程（旅費・謝金について）の変更について」

化学物質アドバイザー派遣事業事務局

事務局からの旅費支援期間終了のため、「旅費・謝金規程」をあらため、「謝金規程及び旅費の目安 (pdf 124KB)」として改訂しました。変更内容は以下のとおりです。

【旧】原則として依頼者の負担
⇒ 【新】依頼者の負担
(事務局の負担も可)

■ 新着情報

■ 2022/3/31
これまでの派遣実績に令和3年度分を掲載しました！

...more

コラム

- ・ [コラム](#)

■ 化学物質アドバイザーの紹介

- ・ [化学物質アドバイザーとは](#)
- ・ [化学物質アドバイザーの役割](#)
- ・ [制度の背景](#)
- ・ [化学物質アドバイザー名簿](#)

■ 化学物質アドバイザーの活用場面

- ・ [リスクコミュニケーションでの活用](#)
- ・ [勉強会・講演会での活用](#)

■ 派遣を依頼したい

- ・ [派遣手続き](#)
- ・ [事務局へのお問い合わせ](#)

■ 化学物質アドバイザー

- ・ [募集要項](#)
- ・ [テキスト](#)

※現在、化学物質アドバイザーは募集していません

これまでの派遣実績

- ・ [意見交換会事例集](#)
- ・ [派遣実績一覧](#)

■ リスクコミュニケーションリンク集

- ・ [環境省のホームページ](#)
- ・ [他省庁のホームページ](#)
- ・ [研究機関等のホームページ](#)
- ・ [自治体のホームページ](#)

※化学物質関連のリンクは[こちら](#)を御覧下さい。

〒100-0074 東京都千代田区九段南3-2-7
一般社団法人 環境情報科学センター内
化学物質アドバイザー派遣事業事務局
Tel. 03-3265-4000 Fax. 03-3234-5407
E-mail: adviser@ceis.or.jp

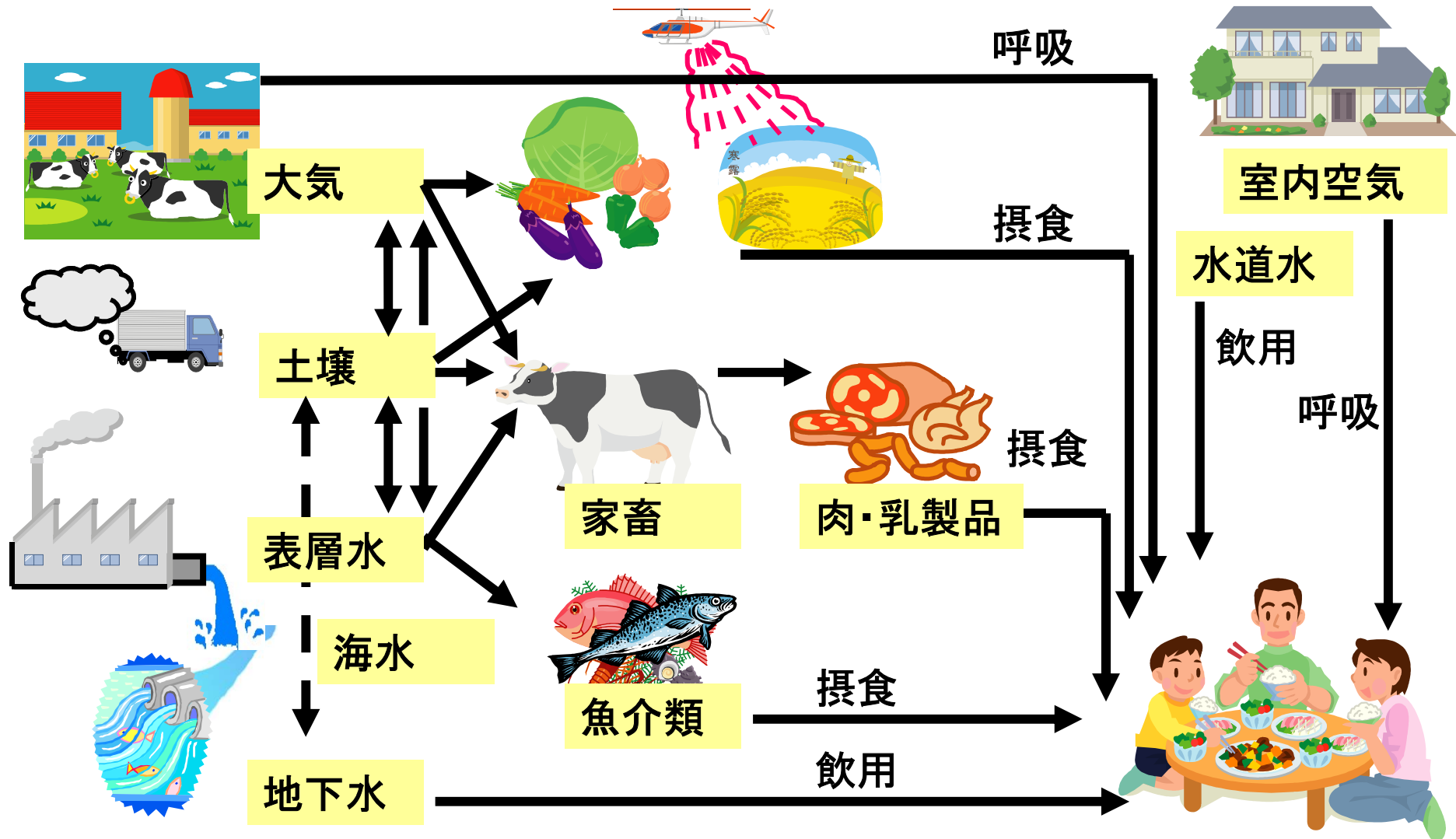
化学物質の環境リスク

身のまわりのものはすべて化学物質！



人工的に合成しないと作りだせない化学物質(例: フロン類など)もありますが、同じ名称の化学物質であれば、天然のものも合成したものも同じです。
(元素や化合物といった単位で見れば、その区別はありません。)

化学物質のばく露経路



1日あたり、呼吸:15m³ 飲料水:2L 土壌:0.15g 食事:2kg 体重:50kg
(環境省暴露評価委員会)

化学物質による環境リスク

大気・水域・土壌といった環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのこと。

有害性の程度

×

暴露量

=

環境リスク



化学物質A:
毒性が強い



密閉状態で使用するなど、ほとんど暴露されなければ、そのリスクは低い。



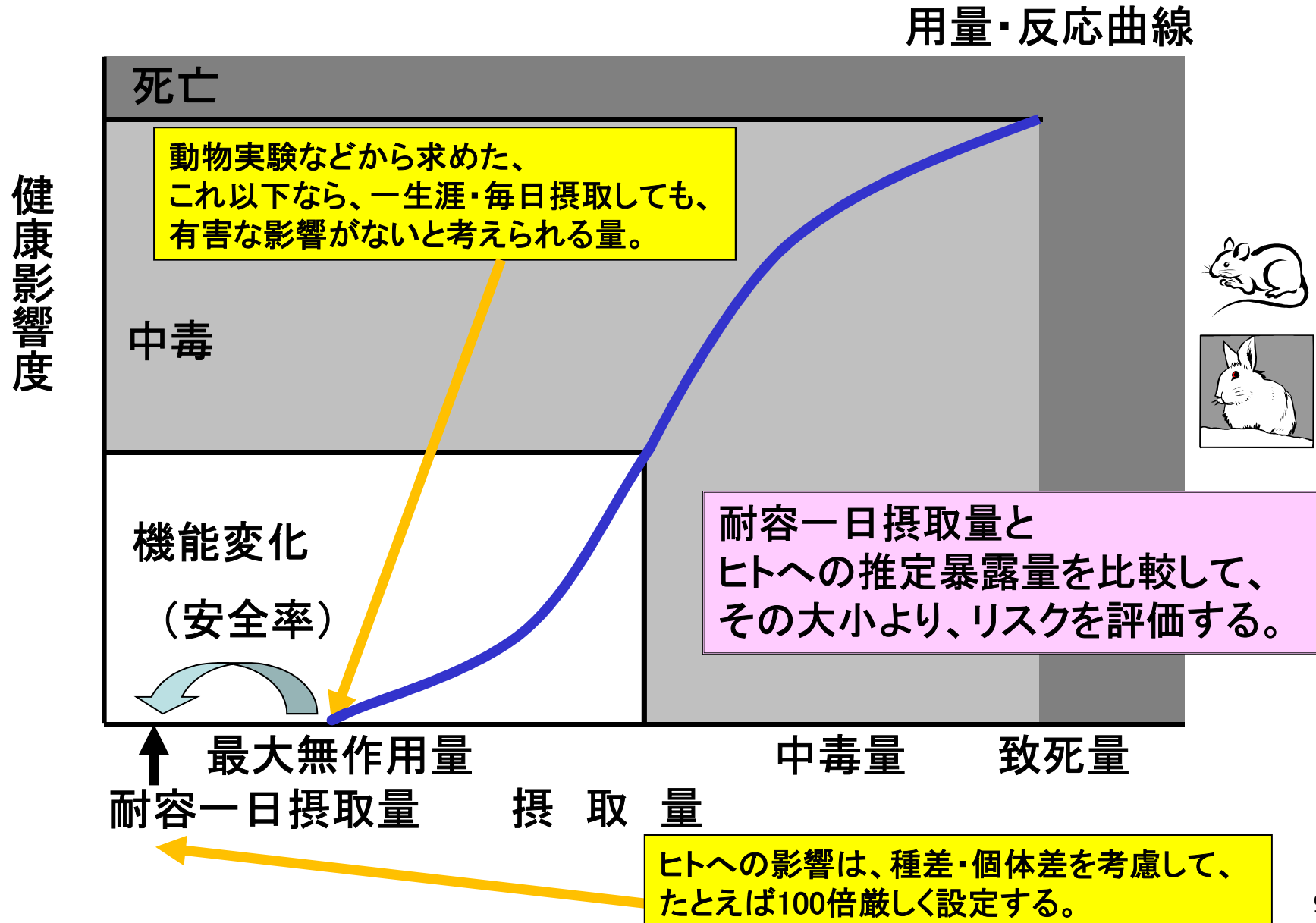
化学物質B:
毒性が弱い



毒性が弱くても、多量に暴露されれば、そのリスクは高い。

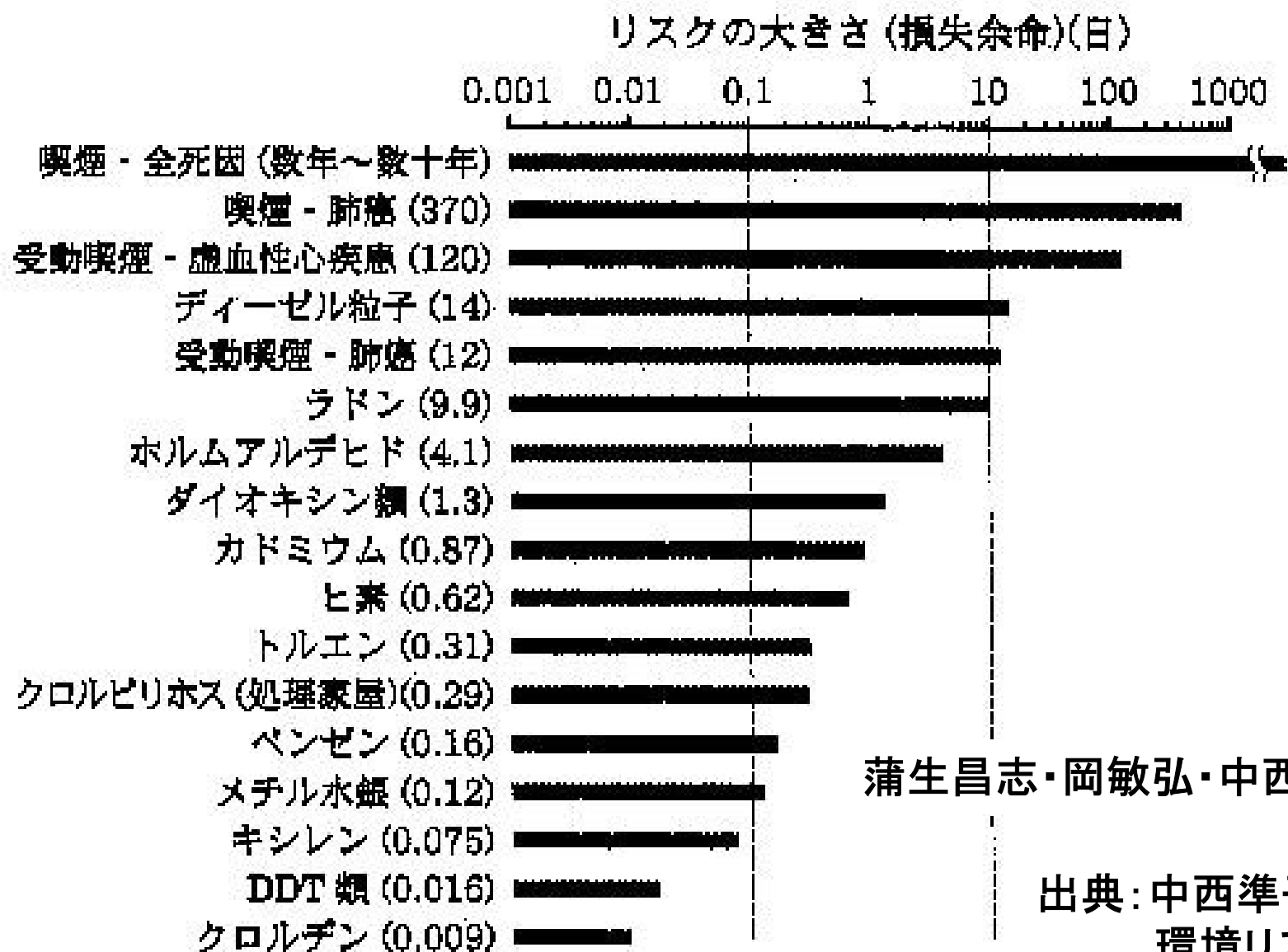
化学物質の環境リスクは、有害性だけでは判断できない。
その化学物質を、どれだけ暴露(摂取)するかも問題になる。

化学物質の摂取量と健康影響度の例



日本における化学物質のリスクランキング

参考資料



蒲生昌志・岡敏弘・中西準子

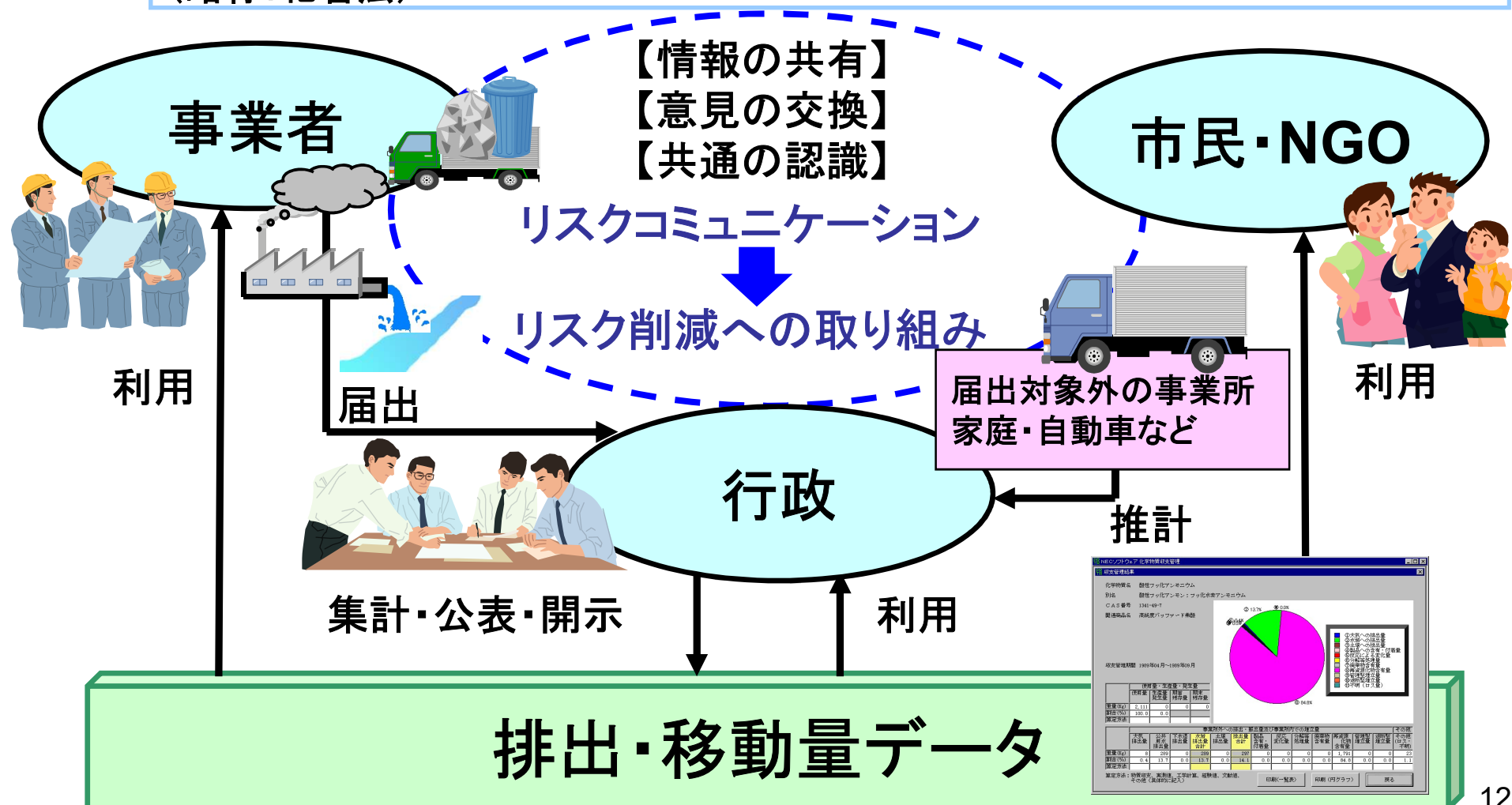
出典: 中西準子著
環境リスク学

PRTR制度と 化学物質のリスクコミュニケーション

PRTR制度とリスクコミュニケーション

PRTR: Pollutant Release and Transfer Register

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
(略称: 化管法)



化管法 政令改正(対象物質の見直し)

化管法の指定物質に対応する固有の番号(政令番号とは異なる)。2024(令和6)年度の届出から使用予定

管理番号	政令番号	物質名称(政令名)	別名	CAS RN	用途情報
563	1-002	亜鉛=ビス(2-メチルプロパ-2-エノアート)		13189-00-9	ゴム・プラスチックの改質剤、共架橋剤
564	1-005	アクリル酸2-エチルヘキシル		103-11-7	アクリル繊維・塗料・接着剤原料
565	1-008	アクリル酸重合体			医薬部外品添加物(化粧品・クリームの増粘)
566	1-013	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン又はN,N'-ビス(2-アミノエチル		25212-19-5	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品、接着剤
567	1-014	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		103-23-1	塩化ビニル樹脂用可塑剤、ゴム用可塑剤/食
568	1-015	アセチルアセトン		123-54-6	触媒(金属キレート)原料、接着剤原料、溶
570	1-024	オルト-アミノフェノール		95-55-6	アゾ系媒染染料、写真薬原料
572	1-032	アリル=ヘキサノアート		123-68-2	香料、風味料
573	1-033	アリル=ヘプタノアート		142-19-8	香料
574	1-035	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該			界面活性剤、殺菌洗浄剤、医薬部外品添加物
575	1-036	(3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド(アルカン及び			水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る
576	1-037	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のも			陽イオン性界面活性剤・両性界面活性剤原料

- ・従来の対象物質:エチレンジアミン四酢酸 →
エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩に変更。

- ・フタル酸ジオクチル、フタル酸ジイソブチルなどの可塑剤
- ・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩
- ・ネオニコチノイド系の農薬 などが新規追加された。

対象物質の変更により、
届出や情報開示の対象
が増える可能性あり

- ・脂肪酸名ナトリウム、脂肪酸カリウムは、候補に挙がっていたが、
パブリックコメント後に候補から除外された。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>

化管法対象物質リスト 第一種及び第二種指定化学物質一覧リストより、加工抜粋

化管法 政令改正に伴う対象物質の切り替え時期

制度	実施主体	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	改正	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
PRTR	事業者	把握 (改正前物質)	把握 (改正前物質)		把握 (改正後物質)	把握 (改正後物質)
		届出 (改正前物質)	届出 (改正前物質)		届出 (改正前物質)	届出 (改正後物質) ※管理番号を使用
	国	公表 (改正前物質)	公表 (改正前物質)		公表 (改正前物質)	公表 (改正後物質)
SDS	事業者	対象 (改正前物質) 提供準備・周知 (改正後物質) ※改正前・改正後両方の指定物質を併記したSDSの作成・提供が可能			対象 (改正後物質)	

SDSの記載例

●例1 改正後に指定化学物質ではなくなる場合

「□□□□」化管法第1種指定化学物質(2023年3月31日まで)

●例2 改正前は第2種指定化学物質であり、改正後に第1種指定化学物質となる場合

「○○○○」化管法第2種指定化学物質(2023年4月1日以降、化管法第1種指定化学物質)

●例3 改正後に新たに第1種指定化学物質となる場合

「△△△△」(2023年4月1日以降、化管法第1種指定化学物質)

●例4 指定範囲の変更は無いものの、名称変更された物質の場合

「◇◇◇◇」化管法第1種指定化学物質(2023年4月1日以降、「◆◆◆◆」に名称変更)

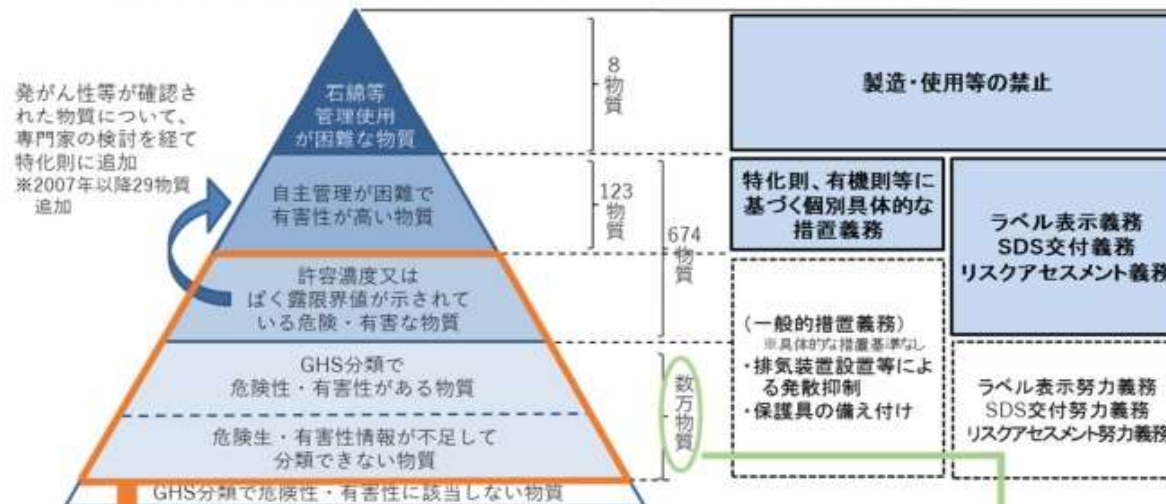
※アクリル酸ノルマル-ブチル → アクリル酸ブチル、ノルマル-ヘキサン → ヘキサン などの「ノルマル」削除、
◇◇ウレア → ◇◇尿素への変更、炭化水素鎖表記の統一化された物質など。

2023年4月1施行

安衛法 施行規則等の一部改正

参考資料

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



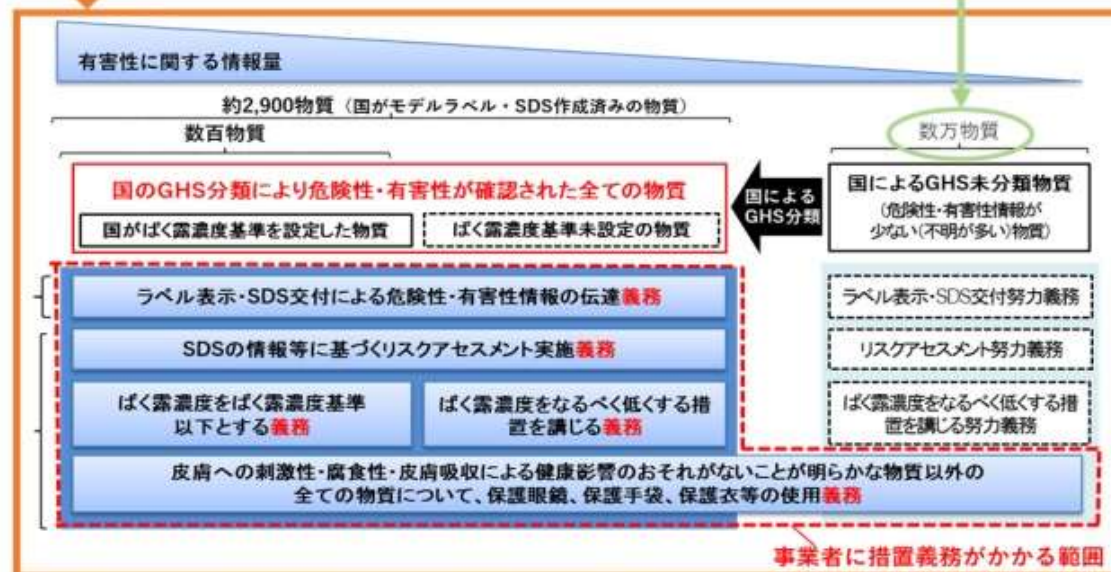
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（令和4年厚生労働省令第91号
（令和4年5月31日公布））等

労働安全衛生法の新たな化学物質規制
労働安全衛生法施行令の一部を改正する
政令等の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987253.pdf>

<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



国のGHS分類で、危険性・有害性が確認された全物質が、ラベル表示・SDS交付義務対象物質に順次追加

国のGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで比較的強い有害性が確認された234物質が追加。
（2024年4月1日施行）

リスクコミュニケーションに参加(を開催)する利点

◎事業者:

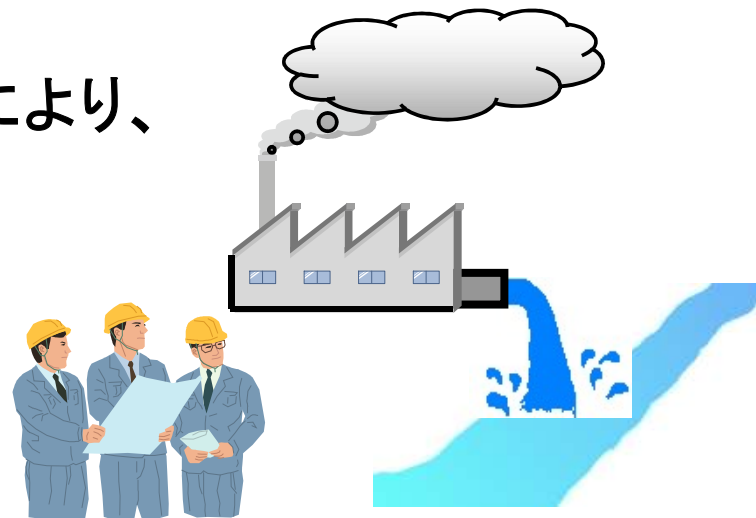
- ・住民の不安や要望などの情報と、自らの環境への取組状況を共有することで、相互理解が深まり、信頼感を得ることができる。
- ・住民の要望を知ることで、環境対策の優先度を定めることができる。

◎市民(住民):

- ・身の回りの化学物質のリスクを知ることができる。
- ・新たな知見によって、自らの生活を改善する可能性が広がる。
- ・行政や事業者にも、地域環境改善や環境配慮型製品の提案ができる。

◎行政:

- ・住民の要望や事業者の状況を知ることにより、地域環境改善施策に活用できる。



適切なリスクコミュニケーションを行うと、

- ・地域の人たちとの信頼関係を築くことで、
共同でリスク抑制の取り組みが可能になる。
- ・「きちんとリスク管理に取り組んでいる企業」として
イメージアップが図れる。
- ・事業者だけでは気づけなかった問題が分かるようになる。
問題が大きくなる前に事前に対処できるようになり、
効率的なリスク管理が可能になる。

十分なリスクコミュニケーションを行わないと、

- ・企業にとって都合のよい情報しか出さないことになりがちで、
信頼を損ないやすい。
- ・「地域の人々の健康や環境に関心のない企業」として、
企業イメージが悪くなりやすい。
- ・紛争が発生した場合、関係がこじれて紛争が長期化し、
莫大なコストがかかるおそれがある。

円滑なコミュニケーションのための第三者の活用

● ファシリテーター（進行役）用

- ・中立的な立場で、グループのプロセスを管理し、その成果が最大となるように支援する。
- ・結論を導いたり、誘導しない。（結果や結論には責任を持たない・持てない。）
- ・会議を円滑に進めるためのルールを作る。
- ・議論がかみ合うよう、必要に応じて修正する。

● インタープリター（解説者）

- ・専門用語など理解が難しい情報を、中立的立場から分かりやすく解説する。
- ・参加者に代わって物事を判断したり誘導しない。
（リスク評価はしない。リスク評価のプロセスの適正性を判断することはある。
危険か安全かの判断はしない。）

*** 化学物質アドバイザーの役割のひとつが、
リスクコミュニケーションにおけるインタープリターです。**

参考情報：H24～26年度にリスクコミュニケーション活動をした事業所（n=371）のうち、第三者への依頼事項ありは10.2%のみ。依頼内容は、司会進行（ファシリテーター）：76.3%、学識経験者等の基調講演：47.4%、技術・科学的説明（インタープリター）：10.5% （NITEの調査報告書より）複数回答

ファシリテーター・インタープリター活用の留意点

●中立的な立場の第三者を活用する利点

- ・事業者と住民とが対等な立場であることが明確になる。
- ・偏った思い込みが排除され、議論がかみ合って、スムーズな進行が期待できる。
- ・問題が深堀できる。
- ・化学物質に対する解説が中立的で、住民に受け入れられやすい。化学物質の有害性などの解説を任せられる。

※欠点：部外者なので、開催の主旨説明や進行上の配慮について、事前打合せが必要など、手間がかかる。

●事業者／自治体から選出する利点

- ・従来からの背景に詳しいファシリテーターやインタープリターならではの、きめ細かい対応ができる。
- ・事業者の場合は事業の実態に沿った／自治体の場合は地域の実情に合わせた進行や話ができる。

参考事例 ファシリテーターなし/ありの違い



住民

トルエンの使用・排出をやめてほしい。

事業者

各種法規制を守って、適正に管理・使用しています。

互いの主張(話)はかみ合わないが、ファシリテーターやインタープリターがいると、..。

ファシリテーター

住民のAさん、なぜ使用・排出をやめてほしいとお考えなのですか。

住民

有害性がある化学物質なのでしょう？ 健康被害が心配だからですよ。

ファシリテーター

なるほど、トルエンの有害性による健康被害がご心配なのですね。
トルエンとはどのような有害性がある化学物質なのでしょうか。

インタープリター

高濃度のトルエンには神経系の障害などの有害性があります。
例えば、室内空気濃度指針値は0.07ppmですが、これは、ヒトが一生涯にわたって摂取しても、有害な影響は受けないと考えて算出された値です。

事業者

当事業所の敷地境界での濃度は、0.01～0.02ppmとなっています。

話がかみ合うようになり、問題解決に必要なことは何かが見えてくる。

さまざまな価値観の例

	ガソリン車	ディーゼル車
NO _x 、PM等 有害物質の排出	少ない 大気への影響小	多い 大気への影響大
燃費	悪い CO ₂ の排出多い	良い CO ₂ の排出少ない

- 価値観の違い等により、**一方だけが正解とは言えない**。
国や地域の事情、自動車のエンジン性能や排ガス処理の能力等によっても異なる。
- 事業者の考える環境対策が、必ずしも地域住民等の利害関係者に支持されるとは限らない。
- リスクコミュニケーションは、合意形成の場ではなく、**相互理解**の場。
(結論は一致しないが、相手の主張やその理由は理解できた。／決定事項は自分の主張とは別だが、決定に至る話し合いの経緯は納得できる内容だった。)

リスクコミュニケーションを
さらに推進するために

リスクコミュニケーションを実施しない理由

- ・近隣住民からの苦情もなく、あまり必要性を感じない。
- ・住民にどうやって声をかけるべきか分らない。
- ・工場に見学者用のルートがない(クリーンルーム、あるいは立入制限エリア等で、中に入れない)。
- ・意見交換会をするための広い会議室がない。
- ・むやみに情報を開示したくない
(いわゆる「寝た子を起こす」になりそうで心配)。
- ・準備の時間が取れない。専門のスタッフがいない。
など

参考情報：H24～26年度にリスクコミュニケーション活動をした事業所(n=371)のうち、「化学物質のリスクに関する情報」を説明しなかった事業所は282事業所。その理由は以下の通り。
開示の必要性を感じないため：37.2%、地域住民などが過剰に反応することが不安であるため：14.5%、事業所のリスクがどの程度かわからないため：6.7%、同業者や同じ工業団地内の企業がやっていないため：6.4%、その他22.7% など。（NITEの調査報告書より）複数回答

身近にある化学物質に関する世論調査

- 「化学物質」という言葉の印象について、「**危ないもの**」が**69.7%**と最も高いが、「**現在の生活になくてはならないもの**」(**25.5%**)、「**難しいもの**」(**23.4%**)、「**便利なもの**」(**16.6%**)などの順。(複数回答)
- 安全性については、「**不安はないものが多い**」が**28.9%**
(「**不安はないものがほとんどである**」10.8%+「**不安はないものが多い**」18.1%)
「**不安があるものが多い**」が**66.9%**
(「**不安があるものが多い**」53.1%+「**不安があるものがほとんどである**」13.8%)
- 不安な理由は、「化学物質は非常に種類が多いため、中には有害なものがあるかもしれないから」が**55.0%**、「化学物質には有害なものがあるから」が**52.6%**、「事業者がきちんと化学物質の管理を行っているか、わからない」(**41.7%**)、「**説明を聞く機会がないなど、化学物質についてよくわからない**」(**39.0%**)など。(複数回答)
- 特に得たいと思う情報は、「日常生活の中で消費・使用する物品に含まれる化学物質の有害性」が**68.6%**、「人の体内に取り込まれる化学物質の有害性」(**61.9%**)、「日常生活の中で消費・使用する物品にどのような化学物質が含まれているか」(**52.6%**)、「日常生活の中で消費・使用する物品の安全で適切な使用方法や廃棄方法」(**51.8%**)、「人の体内にどのような化学物質が取り込まれるのか」(**51.1%**)など。
「**特にない**」(**5.4%**)、「**その他**」(**0.2%**)、「**わからない**」(**1.5%**)。(複数回答)

住民の感じる「化学物質」へのイメージや不安

○全般的な内容

・身体や健康に悪い／取扱いを誤ったり知識がないと危険／環境破壊（大気・水・土壌汚染）／目的によっては有用だがきちんと管理しないと健康や環境に悪影響／生活向上・毎日の生活に不可欠／有害なもの／目に見えないので心配／人工的に造られた物質／身の回りに多くある／世間では一方的な間違ったイメージと歪んだ認識がある／知ることによって、各自が対策を考え、被害を未然に防止できる／有害なもの／無害なもの／多種あり、生活に密接に関わる／どんなものかピンとこない

○事故や災害への不安

・同一事業者の別の工場で発生した化学物質の漏えい事故は、近くの工場でも同様に起こるのではないかな？



○知らないということに対する不安

・事業内容や化学物質管理の状況そのものがわからない。



（複数の自治体による事前アンケートより作成）

コミュニケーションを推進するために 1

事前勉強会等による、住民と事業者の意識のすり合わせ

○住民向けの事前勉強会の実施

住民の自主的な勉強会のほか、事業者や自治体の主催もあり

- ・リスクコミュニケーションとは何か、その目的は何か
- ・PRTR制度とはどのような制度か、期待できることは何か
- ・化学物質の環境リスクとは何か
(あらかじめ知っておくことで、当日の意見交換が円滑になる。)
- ・事前勉強会でも疑問を挙げていただき、当日回答するなど

○事業者向け研修会や見学会の実施

自治体や業界団体の支援

- ・住民目線で考える訓練(ロールプレイングなど)の実施
- ・他社で開催するリスクコミュニケーションの見学

参考情報: H24~26年度にリスクコミュニケーション活動をした事業所(n=371)のうち、事前勉強会を実施したのは11.9%。その内容は以下の通り。(NITEの調査報告書より) 複数回答

- ・部署内で内容について打ち合わせを行った。(事業者内部の勉強会)
- ・目的や実施内容、実施例を出席者に提供した。(住民やNPOへの事前説明)
- ・研修会に参加した。(事業者の勉強会)
- ・発表のリハーサルを行った。(事業者の勉強会)

コミュニケーションを推進するために 2 「リスクコミュニケーション」ではなく、 「環境コミュニケーション」(幅広い内容)としての開催

環境コミュニケーションとは、県民・事業者・行政などが、化学物質の環境リスクも含めた環境に関する情報を共有し、お互いの理解を深めるために行う意見交換会

【化学物質のリスクに限定せず、以下のような環境に関する広範囲な内容をテーマとして開催する。】

- ・環境保全活動
- ・環境配慮型製品の設計や製造
- ・化学物質の適正管理
- ・地震や水害時に備えた対策
- ・CO₂や廃棄物削減への取組
- ・環境ISOに関する取組
- ・PRTR制度に基づく化学物質の情報開示や排出量削減への取組
- ・SDGs (Sustainable Development Goals)「持続可能な開発目標」



コミュニケーションを推進するために 3

事業形態やその地域の住民にあった形式で開催する

●事業所内の会議室などを会場として開催

- ・製造工程や排水処理施設などの工場見学もできる。



●市民ホールや公民館などを会場として開催

- ・交通の便がよい場所が多く、近隣住民以外でも参加しやすい。
- ・工場見学に替えて、製品のサンプルなどを展示する方法あり。

●オンライン形式での開催／直接対面式とオンライン形式を組み合わせでの開催など

- ・コロナ禍でも開催しやすい。

(web会議システムが利用できることが前提になるが、事業者と学生との意見交換会での開催事例あり。)



コミュニケーションを推進するために 4

近隣の事業者（工業団地など）や地域のNPOと協力する

- ・地域住民から、質問や意見が出にくく、
活発な意見交換が難しいことがある。

（特に化学物質についての意見が出ない場合が多い。）

- ・その地域で活動する環境NPOなどが
参加・発言すると、つられるように
住民からも声が上がることが多い。



- ・その一方、NPOの質問や意見が活発になり過ぎると、
住民側が遠慮してしまうこともある。

→ NPOに、趣旨等を事前に説明するとともに、
当日の司会進行役の調整等で、「行き過ぎ」を回避。

＊ 結論の根回しはNGだが、積極的参加への根回しは推奨。

コミュニケーションを推進するために 5

自治体など行政機関の支援を利用／協力体制の構築



*** 参加者(利害関係者) ***
地域住民、環境NPOなど市民団体、事業者、
近隣の事業者、自治体職員、その他の傍聴者 など



- ・事業者の思い コミュニケーションの重要性は理解しているがやり方が分らない。きっかけがない。自社だけではなく他の事業者とも協働したいが調整役がない。昔開催したが次回は内容を見直したい。 など。
- ・住民の思い 事業者に直接話すのは抵抗がある。個人では動きにくい。 など。

事業者と住民とは、排出される化学物質について直接の利害関係者になる。
不要な対立を避けるためにも、地方自治体などの行政関係者が関与すると、
円滑なコミュニケーションができることが多い。

開催後の住民側の感想

- 環境対策や整理整頓がきちんとされていて安心した。
- この地域に〇〇年住んでいるが、工場の中を見るのは初めてだった。きちんと管理されていて感心した。
- 昔はにおいが気になったが、今日見学した中ではほとんど感じなかった。
- ここで、どんな化学物質を使って、何を作っているのか理解できた。
- リスクコミュニケーションの実施には、県等の指導が必要である。やっただけの価値はあると思ったので、県はこういう会をいろいろなところで設けて欲しい。
- 不安や疑問に思っていたことが解決した。
- 言いたかったことが言える場があってよかった。

開催後の事業者の感想

- 地域の方に当社を知ってもらう、いい機会になった。
- 環境対策をアピールする機会になった。
- 地域の方の意見を聞く機会となって、よかった。
- 処理施設等の見学(公開)を喜んでもらえてよかった。
- どんな質問があるか不安だったが、実施してよかった。
- 環境保全や化学物質管理の取組を理解いただけたと思う。
今後、より信頼していただけるよう取組みます。
- 地域の方に情報を公開・開示することで、信頼関係を深める事の
大切さを、身にしみて痛感させられた。
- いい機会ではあるが、正直、毎年開催するのは大変。
今後は2年に1回程度、あるいは工業団地内の持回りとして、
各社が数年に1回程度の開催としたい。

さまざまなコミュニケーション活動の例

環境情報の開示

- ・CSR(社会・環境)報告書の発行
- ・ホームページ、パンフレット、サイトレポート(事業所通信)等

既存の活動を一工夫したり、取組みの目線を少し変えると、直接対話のコミュニケーション活動につながるものはありませんか？

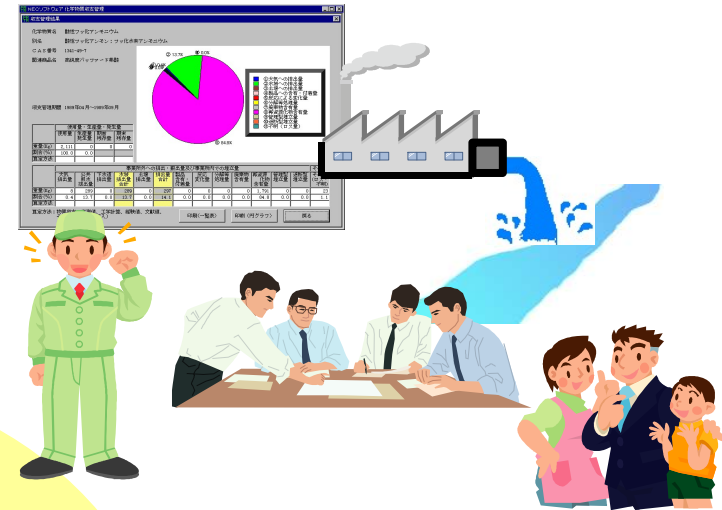
- ・工場見学会 + 意見交換会
- ・環境報告書を読む会
- ・環境モニタリング、環境パトロール
- ・地域対話集会、環境懇談会
- ・レスポンシブル・ケア など

事業所の公開

- ・工場見学
- ・職場体験

対話集会

- ・懇談会
- ・地域の環境学習支援



その他日常のコミュニケーション

- ・交流会、お祭り
- ・清掃、美化、緑化活動
- ・環境学習の啓発
- ・合同防災訓練
- ・災害時の備蓄や事業所の一部開放 など

できることから取り組んで、改善、継続しましょう！

ご清聴ありがとうございました。
